

## 令和7年度暮らし再建サポート事業委託に係る企画提案募集要項

### 1 業務の目的

#### (1) 就労準備支援事業

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)に基づく、生活保護に至る前の、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者への支援を行うため、生活リズムが崩れている等の理由により、就労に向けた準備が整っていない者に対し、職場体験等を通じた訓練、生活習慣確立のための指導や地域活動への参加等の日常・社会生活自立のための訓練を提供する事業を実施する。

#### (2) 被保護者就労準備支援事業

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行うことを目的とする。

#### (3) 家計改善支援事業

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

#### (4) 被保護者家計改善支援事業

家計に関する課題を抱える被保護世帯に対して、家計改善支援を行うことで、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行することにより、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することを目的とする。

### 2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3 事業内容

生活困窮者自立支援法就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業、生活困窮者自立支援法家計改善支援事業及び被保護者家計改善支援事業の実施。詳細は別添「令和6年度暮らし再建サポート事業委託仕様書」のとおり。

### 4 募集团体

1団体

### 5 応募資格

次の条件を全て満たす、事業を遂行する能力を有する者であること。

- (1) 兵庫県内に、事業の実施が可能な事務所を有する法人であること。
- (2) 常に連絡可能な職員を配置でき、委託金にかかる会計処理等を適切に行える団体であること。
- (3) 宗教又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (4) 暴力団若しくはその統制下でないこと。
- (5) 事業内容について、守秘義務を遵守できること。

## 6 委託料

13,584 千円以内（年額）

## 7 委託業務の対象となる経費

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く）、負担金

## 8 提出書類

- (1) 企画提案コンペ参加申込書（様式 1）
- (2) 企画提案書（様式 2）
- (3) 経費見積書（様式 3）
- (4) その他企画提案の補足資料等（様式任意）
- (5) 法人に関する調書（様式 4）
- (6) 役員、職員（事業関連者）名簿（様式任意）
- (7) 法人の定款・規約又はこれに代わるもの（様式任意）
- (8) 直近の事業報告書（様式任意）
- (9) 直近 1 年間の収支報告書及び賃借対照表又は財産目録（様式任意）
- (10) 納税証明書

※その他、審査の必要上、後日、追加資料の提出を求められることがある。

## 9 応募手続き

- (1) 提出部数  
正本 1 部 副本 7 部 原則 A 4 版・片面印刷とする。
- (2) 提出期限  
令和 7 年 3 月 4 日（火） 17 時必着
- (3) 提出先  
〒650-8567  
神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号  
兵庫県 福祉部 地域福祉課 生活保護班
- (4) 提出方法  
持参又は郵送。提出書類は返却しない。  
（今回の応募に係る一切の費用は、参加者の負担とする。）

## 10 事業者の選定

- (1) 企画提案の審査  
以下のとおり実施する企画提案コンペ審査委員会において、提出書類に基づく書面審査、応募者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリング審査を実施し、その結果に基づき、委託事業者を決定する。
  - ア 日程  
令和 7 年 3 月中下旬  
※応募のあった者に対し、別途詳細を通知します。
  - イ 場所  
兵庫県庁会議室又は県庁周辺会議室
  - ウ 審査の視点
    - (7) 円滑な事業執行のための事業者としての体制が確保できること。

(イ) 関係する機関との連携体制が構築できること。

(ウ) 効果的な事業の実施が期待できること。

(2) 審査結果の通知等

審査結果は、企画提案書の応募者あて文書により通知する。

なお、審査の内容や経過等についての問い合わせ等には応じないこととする。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類は、本事業選定のためのみに使用し、それ以外の目的には使用しない。

11 その他事項

委託料については、令和7年度予算可決前であるため、県議会において予算措置が承認されない場合は、当該事業を実施せず、委託を行わないこととし、予算が縮小されるなどの事態が生じた場合は、県と委託事業者との間で、事業内容の変更等について協議するものとする。

12 問い合わせ先

兵庫県福祉部地域福祉課生活保護班

住所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL：078-341-7711（内線 2930） FAX：078-362-4262

E-mail：chiikifukushi@pref.hyogo.lg.jp